

Techno Report

№152

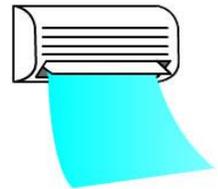
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が平成27年4月から施行されます

機器の所有者(管理者)は今後、業務用冷凍空調機器の適正な管理とフロン類の排出抑制に努めなければなりません。

そのため、日常的な簡易点検は、所有者自身が行い定期点検は、専門業者(十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱い技術者等))に依頼して実施することが必要となります。

有資格者多数在籍の弊社へ是非お問い合わせください。

1. 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化



①全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3か月に1回以上)

②下記の機器については、定期点検の義務化(専門家に依頼)

機種	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kw以上50kw未満	3年に1回以上
	50kw以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kw以上	1年に1回以上

2. 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい個所の特定及び修理を実施

3. 機器の点検修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の保存義務(機器を廃棄するまで保存)

4. 算定漏えい量の報告(一年間にフロン類をCO₂換算で1000CO₂-ton以上の場合)

5. 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない

以下のような場合、管理者に罰則が科せられます。

- 1) フロンをみだりに放出した場合(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 2) 上記1~3の「判断基準」に違反した場合(50万円以下の罰金)
- 3) 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告(20万円以下の罰金)等、詳しくはお問い合わせください。

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5 TEL 027-361-8111 FAX 027-361-3686

太田支店 TEL 0276-46-1348 埼玉支店 TEL 049-279-3011 問合せ先 : カスタマーサービス課 / 長井、発行委員会

URL : <http://www.fujita-tec.co.jp>

本紙は、弊社よりの納品書等の郵送時に同封させて頂きますので重複等が発生する事がございます。予めご了承下さい。